

第百九十八回国
参議院外交防衛委員会會議録第九号

平成三十一年四月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十六日

辞任

伊波 洋一君

四月十七日

辞任

武見 敬三君
糸数 慶子君

補欠選任

松本 新平君
伊波 洋一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣

外務大臣 河野 太郎君

防衛大臣 岩屋 毅君

事務局長

常任委員会専門員 神田 茂君

政府参考人

内閣府国際平和協力本部事務局 岩井 文男君

外務大臣官房参事官 長岡 寛介君

外務大臣官房参事官 船越 健裕君

外務省中東アフリカ局長 岡 浩君

財務省主計局次長 阪田 渉君

防衛大臣官房長 武田 博史君

防衛大臣官房衛生監 田原 克志君

防衛省防衛政策局長 槌道 明宏君

防衛省整備計画局長 鈴木 敦夫君

防衛省人事教育局長 岡 真臣君

防衛省地方協力局長 中村 吉利君

防衛省統合幕僚監部総括官 菅原 隆拓君

防衛装備庁長官 深山 延暁君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡邊美樹君) ただいまから外交防衛委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、武見敬三君が委員を辞任され、その補欠として松本新平君が選任されました。

○委員長(渡邊美樹君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府国際平和協力本部事務局長岩井文男君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡邊美樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡邊美樹君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○白眞勲君 おはようございます。立憲民主党の白眞勲でございます。

早速、法案についてお聞きしたいと思っております。

サイバー防衛隊を百五十人から今回法案では二百二十人に増やすとしているわけですが、これも片や大綱を見ますと、サイバー防衛能力の抜本的な強化と書かれているわけなんです。この程度で、七十人増やしたら抜本的な強化になるのかなというふうに思っておりますけれども、この辺り、防衛大臣、どうお考えでしょうか。

○國務大臣(岩屋毅君) 自衛隊のサイバー関連部隊等の人数規模については、ただいま先生から御指摘がありましたとおり、平成三十一年度においてサイバー防衛隊を約百五十名から二百二十名へ

増員をするほか、陸上自衛隊の東部方面隊にサイバー攻撃対処を行う部隊を新編するなどによりまして、平成三十年度末時点の自衛隊全体で計約四百三十名から平成三十一年度末時点で約五百八十名に増員することになります。

将来の構想としては、徐々に増やしていく中で、二千名ぐらいの規模を念頭には置いているんですけれども、少しずつこの能力をしっかりと獲得をしていくということが大事だというふうに考えております。

確かに、諸外国のサイバー関連の部隊の規模に比べればまだ防衛省・自衛隊は人数的には少ないわけでありまして、その中にあるけれども、しっかりと所期の目的を達することができるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

○白眞勲君 確かに、今防衛大臣がおっしゃったように、海外で、例えばサイバー攻撃部隊、中国では三万人、北朝鮮でも六千八百人、アメリカは六千二百人とされているということですね。ということは、中国の百分の一ぐらいで、二千ぐらいまで増やすということはそれはそれでいいんですけれど、何か、七十人ずつ毎年増やしていくから二千人に達するのに相当時間掛かっちゃうというのを考えますと、どうなんだろうな、それだと。もともとこれスピードアップして、だからといって人数増やさない、頭数増やさないってのもないわけなんですけれども、当然、内容が伴わなきゃいけないという部分は当然ありますけれども、それにしても中国の百分の一以下という今の数値というのはいかがなものかなと思うんです。

その辺り、もちろんしっかりとやっていきますという決意表明はいいんですけれども、実際、内容的に含めて、どういう在り方があるべきかと

いうことをちよつと防衛大臣としてお話ししたきたと思います。

○国務大臣(岩屋毅君) このIT人材、サイバー人材の確保ということが極めて重要だというふうに考えております。そういう認識の下に、防衛省・自衛隊においては、部内の教育課程における教育、国内外の教育機関への留学、民間企業における研修などによってサイバー人材の育成に努めているところでございます。また、高度な専門的知見を有する外部の人材を積極的に活用することもあると、このように考えておられます。三十一年度予算におきましては、サイバー攻撃対処業務への部外力の活用に係る予算を計上しているところでございます。

こういった努力をしながら、サイバー対応能力というものを着実に強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○白眞勲君 いや、おっしゃるとおりでして、今までのいわゆる自衛隊員とはまた別の、何というんでしょうか、相当高度な知識を持つていなければならない人材を確保しなければいけない、そのためには外部の人材も考慮していく必要があるだろうと。

ただ、この前、私も日経新聞を見ていたら、もう銀行も今何かどんどんITで、いわゆる一般の職員の採用は控えめなんですけど、IT人材だけは増やすんだとか、今引つ張りだになっちゃっている。

この前、NHKで見ていたら、インドの人材も何か相当高い給料で世界中から集められているということを考えてみると、大変これ、片や今度、安全保障の關係から何でも人を集めりゃいいという問題でもない、この辺りをどういうふうにするかというのを、是非これは防衛省として考えてもらいたい部分だなというふうにお聞きしたいと思っております。

今の自衛官の充足率、大体九割程度ということだと思えますが、そういう中で、医官の充足率は

どの程度なのか、ちよつとお答えください。

○国務大臣(岩屋毅君) 防衛医科大学出身の医官、いわゆる自衛隊医官の充足率は、平成三十年四月現在で八二・七％でございます。

過去十年間で見てみますと、最も充足率が低かった平成二十一年は六七・一％でございましたから、それに比すれば一五・六％増加しております。改善の傾向にあるとは考えておられます。更に充実をさせていきたいと考えております。

○白眞勲君 いや、本当にこの医官、非常に深刻だと思えますね。国民の税金で防衛医大で卒業された方が実際にはいわゆる自衛隊員として働かない、医官として働いていないというのは、極めて問題だと思えます。

これ、しっかりと検証する必要がある、よりどういうふうなやり方がいいのかというのは研究していただきたいというふうに思いますが、もう一回答弁をお願いします。

○国務大臣(岩屋毅君) 自衛隊医官の充足率が下がる原因というのは、大きな要因の一つは医官の離職でございます。その主な理由としては、診療機会や医師としての研修の機会の不足ということが挙げられていると承知しております。

したがって、対策としては、防衛医科大学病院等での研修期間の延長、あるいは部外病院での兼業等を通じた診療機会の拡充などの取組を通じて、診療の機会や研修の機会の確保に努めているところでございます。

防衛省・自衛隊としては、この自衛隊にとつて極めて重要な衛生部門がしっかりと機能するように、引き続き自衛隊医官の充足率向上に努めてまいりたいと考えております。

○白眞勲君 この充足率で一つお聞きしたいんですけど、まあこれ事務方でも結構ですが、予算を見ますと一〇〇％の充足率で給料計算していませんか。何ででしょうか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) 自衛官の定数というものとは別にまた実員というものがございまして、これらは、昭和三十年代の募集、採用が困難

であった時代から、定数分の人件費、糧食費を予算計上しても執行できなかったために、予算効率化の観点から導入されているというもので、実際に配置する自衛官の予算上の人数で、定数の範囲内で毎年定められているというものと実員というものがございまして。

○白眞勲君 財務省に来ていただいていますけれども、各省庁の人件費の計算、ほかの省庁と比べて防衛省というのはどうなんでしょうか。

○政府参考人(阪田渉君) お答え申し上げます。まず、政府全体でございますが、内閣人事局によれば、平成二十九年度の国の行政機関全体の定員に占める実員の割合は約九六・一％であると聞いております。

一方、防衛省、自衛官の定員充足率は約九二・九％であると承知しております。

○白眞勲君 つまり、各省庁に比べて、まあもちろん自衛隊員という特殊性を含めても、やはり充足率がほかの省庁に比べても、まあこれは医官はもちろんですけれども、一般の隊員さんの充足率も低いわけですね。

安倍総理は自衛隊員の募集で苦労しているんだみたいなことをおっしゃっていますが、実際、一〇〇％の定員、つまり二十四万七千五百五十四人集まったらこれ給料払えなくなるんじゃないですか。これ、どうなっているんですか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) お答え申し上げます。

現在、定数に対して実員ということで、充足率というものでございます。これにつきましまして、まだ一〇〇％になっていないというところは現状でございますけれども、防衛省といたしましては、我が国の防衛体制の充実の観点から自衛官の充足率を一〇〇％に近づけていくことが望ましいというふうにご考えてございまして、近年、この充足率については向上をさせていたというところがございます。特に艦艇や潜水艦など、優先度の高い部隊を中心にこの実員増を図りまして、充足率を上げて人材の確保を図つてまい

りたいと思っておりますので、こうした結果として充足率が上がったものについては必要な予算を手当てしていただいているというところでございます。

○白眞勲君 今日、法案の審議をしているわけですが、定数を何人にするかということ、何人増えたとか、何人減ったとか。でも、実際の人員というのは達していないわけで、その分の予算もほかの省庁に比べて低く設定されているというのであれば、一体何の議論を俺たちこれここでやっているんだろかというふうにもなるか、よく分からなくなつちゃうんですね。法律上そうであつたとしても実際に集まっていけないならば、逆に言うと、ここで法律の議論をする必要なくなつちゃうんじゃないだろうか、そういうふうにも疑問になるわけですね。

ですから、この充足率は充足率として、一〇〇％にできるか、せめてほかの省庁と同じ程度の、今の財務省の話ですと九六・一％ぐらいまでは持つていく必要があるこれは本当にあるんじゃないんだろかと。もちろん自衛隊員という特殊性はあるにせよ、それは当たり前の話なんじゃないかな。

防衛大臣、どういうふうに思われますでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 充足率を高める努力は当然していかねばならないというふうに考えております。

先生御指摘の法律上の定数については、自衛官が防衛力の根幹を成す重要な要素でございますので、シビリアンコントロールという観点からも人的側面から見た我が国の防衛力の上限を明示しておくということもこれは必要なことではないかというふうにご考えてございまして、それで防衛省設置法において規定をされてきたものというふうに承知しております。

しかし、その定数になかなか実員が追い付いていないということも事実でございますので、それ

については、先ほど事務方から答弁させていたように、しっかりと努力をして、できる限り実員の増に努めてまいりたいというふうに考えております。

○白眞勲君 是非、そういう方向性というのをお願いしたいなというふうに思う。何のための法案を審議しているか分からなくなっちゃうということもありますので、お願いしたいと思いますが、F35の墜落事案についてお聞きいたします。

おとこの答弁で、この乗員が訓練中止を宣言した前、どのような交信があったのか、もう一度お聞きしたいというふうに思いますが、どうなんですか。

○国務大臣(岩屋毅君) これまで把握しておりますところは、当該機は、四月九日の十八時五十九分頃に四機編隊の一番機として三沢基地を離陸した後、僚機、一緒に飛んでいる機や管制部隊との間で、訓練空域への進出に当たっての進路や気象状況についての確認、それから、これから実施する訓練の内容についての指示、さらには対戦闘機戦闘訓練を実施中の僚機への指示など、通常、航空自衛隊が訓練を実施する際に僚機、一緒に飛んでいる機と交わす交信を、御指摘の訓練中止という通信の直前まで実施していたと承知しております。

その中で、これまでのところ、僚機においても管制部隊においても、訓練中止の通信の前にその理由などを示す通信は確認されていないところでございまして、事故の更なる詳細については、現在、航空幕僚監部の事故調査委員会において引き続き調査をしているところでございます。

○白眞勲君 実際フライトレコーダーが引き揚げられた場合についてお聞きしたいんですけど、これは、まずは第一義的には日本側で調べることであるというふうに思いますか。

○国務大臣(岩屋毅君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 当然、その状況については2プラス2でも議論というふうになる、今日行かれると思

いますけれども、その2プラス2でも議題になるというところでよろしく思いますか。

○国務大臣(岩屋毅君) 河野外務大臣と一緒に日米2プラス2に今日立つて臨みますけれども、2プラス2のほかに防衛相会談を行う予定でございまして、直近の事故のことでございまして、F35の事故でございまして、当然それぞれの場で話題にはなっていくと思いますが、詳細な議題についてまだしっかりと確定しているわけではございません。

○白眞勲君 当外交防衛委員会でも三菱重工業に対する視察というのを、F35の生産現場と言った方がいいのか、アセンブリー現場と言ったのか、組立て現場、最終組立て現場に視察の際に、相当な数の欠陥品が送られてくるというような指摘もあったと私は聞いておりますが、これ、防衛省としてはどの程度この辺は把握していらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(深山延暁君) お答え申し上げます。

先般もそのような御指摘をいただいたところでございますけれども、我々の防衛省の方には、三菱重工業から、例えば、こういうロッキード・マーチン社から送られてきたものにこういうものの不具合があったという報告は、その一々は上がってきておりません。また、上がることを特段義務化しているということでもございません。

と申しますのは、官側で、国側が最終的に受領する際には完成した姿で検査を行いますので、それに至る工程につきましては会社の中で適切に処理されているというふうに考えております。

○白眞勲君 いや、もちろんそうなんですけれども、内容が内容だけに、これ普通の企業だったら当然、欠陥比率とか当然把握して、それに対する対処方法、これは、だから、民間でやっているからいいんだ、うちは完成品だけもらっているんだからいいんだとは私はいかないと思うんですね、武器ですから、戦闘機も。

ですから、自衛隊員の命あるいは日本国民の命

というものも絡んでいるということがありますと、やはりある程度、三菱重工業から、これは別にロッキード・マーチン社のみならず、もうこれは世界中から送られてきているんじゃないかと私は思うんですけれども、そういったものに対する報告というものはある程度聞いておくというのは、場合によっては政府から、何というんですか、その国に対しては政府から、何というんですか、場合もあるかもしれない、そういう部分からやるべきだと思いますが、防衛大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 今、装備庁の長官から答弁をいたしましたように、完成前の製造のプロセスにおける部品の不具合については、当然のことながら、その部品を交換するなど契約関係にある民間企業間で処置をされているというふうに承知をしております。当然防衛省は最終的に機体を受け取る時にしっかりと検査を行いますので、この段階では途中のプロセスについてその報告を受けるといふふうには考えていないところでございます。しっかりと納入される際に機体の検査を防衛省としてさせていただいているということでございます。

○白眞勲君 いや、もちろんそうなんです。機体の検査をするにせよ、やはりどういう状況なのというのはいくつか聞いておいて、場合によっては政府としても各国に対して働きかけをする必要がある場合もあるから聞いておくべきなのではないかということなんですけど、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 今般の事故調査に関しては、もちろんロッキード・マーチン社もそうでございますが、国内で組立てに参画をした企業の協力も当然得ながら調査をしていかなきゃいけないというふうには思っておりますので、その過程においてしっかりと聴取をしたいというふうに思っています。

○白眞勲君 是非どんどん聴取をしていただいて、その辺の連絡を密にさせていただく必要が私はあると思いますので、お願いしたいと思

ちよつと質問通告以外かもしれませんが、分かる範囲内で結構です。

今日の新聞にF2の後継についての記事が出ていました。それはそれとして、アメリカ空軍はF15の新しいタイプを購入するというのも聞いているんです、私自身がですね。そういう中で、このF35という戦闘機と、またF15のこの新しいタイプですね、新しいタイプというのはまた性格も少し異なるのではないかなというふうにも思うんですけれども、その辺のバランスについて防衛省としてはどういうふうに考えているのか、あるいは、F15の今後の、そのF15というものが、そういうふうに入っているというのはい、どの程度御存じなのか、その辺もお聞きしたい、お聞かせください。

○国務大臣(岩屋毅君) 将来戦闘機につきまして、現在、省内においても検討中でございまして、大綱、中期で考え方を示しておりますのは、国際的な協力も視野に入れながら我が国主体の開発を行っていきたいということを書かせていただいておりますので、そういう考え方に沿って今様々な検討を行っているところでございます。

その中に、先生御指摘の、米国の現在ある航空機の派生機みたいなお話も当然ございまして、改修の自由度がどのくらいあるかとか、国内の企業がどのくらい参画できるか、コストがどうなるのか等々をしつかりと検討して方向性を見出していきたいと思っております。

○白眞勲君 ちょうど今日、2プラス2の件がありますので、せつかく向こうのそういう関係者と話し合う機会があるならば、こういった件についても話すべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 将来戦闘機については直接お話をするという予定はございませんが、もしかしら話が出てくるかもしれないので、我が方の現段階での考え方をしつかりお伝えしたいというふうには思っております。

○白眞勲君 今日の今日だからなかなか大変だと

は思いますが、いろいろな、あらゆる、向こうからどう言ってくるのか分かりませんので、こちらからも打ち返しの部分はしっかりと今からでも用意しておくべきだと思います。

そういう中で、おととい、やはりブースト段階におけるF35の弾道ミサイル迎撃の可能性についてもお聞きいたしました。そのときの答弁というのは、憲法上、我が国の武力を行使するということになりまして、あくまでも武力行使の三要件を満たす場合に限られるということという答弁でした。それはそうなんです、当たり前といえば当たり前なんです。

つまり、逆に言うと、武力行使の三要件を満たしていればできるということになるんでしょうか。法理上どうなのか、これを聞きたいと思えます。

○国務大臣(岩屋毅君) 法理上の観点から申し上げれば、いわゆるブースト段階で迎撃をするということになりますと相当に接近をしなければなりませんし、場合によっては他国の領空、領海等に入らなければいけないということにもなるのかもしれない。

他国の領域における武力の行使は、一般的に自衛のための必要最小限を超えるものと、憲法上許されないというふうに考えているわけですが、いまでも、自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、これまでも、憲法解釈上、政府が申し上げてきたように、つまり座して死を待つというわけにいかないということからすると、もう本当にそれ以外に方法がないという場合は、憲法上、法理上許されないというわけではないというふうに考えております。

○白眞勲君 MFOについてお聞きしたいと思えます。

あしたから実施計画、開始されるわけですが、でも、この計画書を見ますと、MFOから我が国に対し要員の派遣について要請がありとなつていますが、もう一度お聞きします、誰がいつどこで

誰に対して要請したのか、お答えください。

○国務大臣(河野太郎君) 三月二十二日のこの参外防で御質問があったと伺っております。当日、欠席をして申し訳ありません。

それを受けて、外交上のやり取りでございますので、先方の了解を得て、今日申し上げますが、二〇一五年の秋に、MFOの駐エジプト代表から我が方の在エジプト大使館の防衛駐在官に対して、MFO司令部への我が国要員の派遣について初めて要請をいただきました。

この要請は、連絡調整部副部長のポストに関するもので、この要請について、最終的に駐エジプトの日本国大使への要請として受け止めた上で東京に報告がありました。

○白眞勲君 大臣、こういうふうになつておつしやつてくれれば非常に先に進みやすいんで、是非これからもそれをお願いして、私の質問はこれで終わります。

○大野元裕君 国民民主党、大野元裕でございます。まず、いまだに墜落したF35Aのパイロットの御無事が確認されていないことについて、御家族の御心労いばかりかとお見舞いを申し上げます。

その上で、前回、十六日の本委員会において、私の方から、墜落したF35A、機体の所有権及び占有権、日米相互防衛援助協定の定める装備若しくは資材に当たるかどうか、そしてこの協定等に伴う秘密保護法の適用対象となり特別防衛秘密が適用されるか、さらには九十五条との、自衛隊法九十五条との関係は整理されるべきだというふう

に申し上げます。その結果としてどのように整理されたかについて、まずは伺いをしたいと思います。

○国務大臣(岩屋毅君) 今般、四月九日に墜落をいたしましたF35Aにつきましては、墜落後の現在も日本政府が所有権を有している装備品でございます。

日米相互防衛援助協定等に基づきまして米国防府から供与された船舶、航空機などの装備品及び資材に関する構造又は性能等の情報や、これらに係る文書、図画又は物件であつて、公になつていないものが特定防衛秘密に該当いたします。特別防衛秘密に該当いたします。F35Aには特別防衛秘密に該当する情報が含まれておりまして、墜落して海底に没した機体であつてもMDA秘密保護法の下で適切に取り扱う必要がございます。

一方、お尋ねの自衛隊法第九十五条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から防護するというのが目的でございます。防護対象の武器等が破壊された場合には武器使用は認められないと考えております。

今般の事案では、墜落したF35Aは既に航空機としての機能は失つていると考えられることから、防護対象の武器等が破壊された場合と同様に評価することが適当であると考えております。したがって、今般の事案におきまして、航空機を防護するために自衛隊法第九十五条に基づいて武器を使用することはできないと考えております。

引き続き、捜査に全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○大野元裕君 八十点だと思います。というのは、若干その議論が飛んでいきます。

先ほど申し上げましたとおり、特別防衛秘密について、特別防衛秘密については日米相互防衛援助協定の定める装備若しくは資材に当たることが前提です。大臣、装備に当たる情報、文書、図画についてはお話しになりました。装備若しくは資材に当たるとはどうかについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(深山延暁君) お答え申し上げます。

日米相互防衛援助協定の中には装備、資材というところも入っております。これは装備、資材に該当いたしますので、今大臣からお答えしましたように、そのMDA、あつ、失礼しました、日米相互防衛援助協定に基づきます、失礼しました、

これはMDA秘密保護協定に基づく秘密として保護されるべきものであると考えております。

○大野元裕君 特別防衛秘密、MDAが対象になると、そこまでは分かりました。

そうすると、今おつしやつたように、装備若しくは資材に当たるんだと、だからMDAに適用されると、こういう話になりましたけれども、この装備若しくは資材又は役務という日米相互防衛援助協定が定めるものについて、実はこれ定義ないんです、この中の、ここに協定ありますけれども、そこに定義はありません。

他方で、平和及び安全保障を促進するために効果的に使用するものがこの装備のことなんです。平和若しくは安全保障を、平和、失礼、及び安全保障を促進するため効果的に使用するもの、つまり、これは以前の国会答弁で、自衛隊法九十五条の場合に、破壊された場合にはこれはもはや武器に当たらないから、これはいいんだと。

ところが、こちらのF35A、おつこつちやいましてね。この相互防衛援助協定が定めるところの平和及び安全保障を促進するために効果的に使用する資材若しくは装備にF35Aは当たるんでしょうか。その整合性、そがけないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 運用できている段階では確かにその装備に当たるといふことだと思ひますけれども、極めて機密性の高い様々な情報が含まれている機体でございますから、これは特別防衛秘密というものが、今機体の状態がどういうことになっているかはまだ分かりませんけれども、そこに含まれていると考えて対処することが適切であるというふうに思っております。

○大野元裕君 大臣、理解されておりますか。

日米の相互防衛援助協定があります。そして、MDAはまた別な法律です。これに基づくものについての装備について秘密が掛かる、これがその特別防衛秘密であります。そして、九十五条はまた別な話です。九十五条の場合には、国会答弁でも、破壊された武器はこれはもはや守る必要がないんだ

と、こういう答弁がありました。それは、その装備品として、元の、当初の目的に寄与しないからであります。

そして、今回、今お話しになった特防秘が適用されるものについては、先ほど申し上げたとおり、平和及び安全保障を促進するために効果的に使用するものというところは、仮にこればらばらになつてしまつた例えば尾翼、ばらばらになつてしまつた機体、これは平和及び安全保障を促進するために効果的に使用する資材若しくは装備なんでしょうか。これ、実は九十五条のときの大臣の御答弁とそこが、合わないんじゃないんですかと私申し上げているんです。

○政府参考人(樋道明宏君) お答えいたします。

F35につきましては、まず、供与された段階ではもちろん相互防衛援助協定に基づく装備として供与されたものでございます。そこには様々な保護すべき情報、秘密がございます。その秘密につきましましては、その装備が破壊された後であっても情報として保護すべきものということから、その秘密保護法に基づき保護を受けるべきものというふうに考えられるところでございます。

○大野元裕君 それは違います。

先ほど申し上げたように、装備、資材又は役務について定義されていて、それについてのMDAですから、確かにもちつたとき、運用しているときはそのとおりです。ところが、破片になつてしまつたものについて、九十五条の場合には、それはもはや当初の目的じゃないからこれは保護しなくていいわけでしょう、そうですね。

ところが、こちらのMDAについても、この相互援助協定が定める装備、資材又は役務について適用されるわけですから、その資材については、ここに書いてあるとおり、平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものもはやできないんじゃないんですか。どうやってするんですか、尾翼だけあつて。

じゃ、逆に聞きますけど、それをどうやって平和及び安全保障を促進するために効果的に使用する

のか、是非教えてください。見付かつた尾翼はどうやって使うんでしょうか、それを。

○国務大臣(岩屋毅君) 今局長から答弁をいたさせましたように、今機体としても運用することはできない状態にはなつていないわけではございますが、F35Aという航空機が持つていく様々な能力の源になつていく機密、秘密ですね、ソースコードを始め、それはやはり平和や安全保障のために使うことができる、あるいは第三者の手に渡ればそれをまた妨げることも使われる可能性がある、そういうものでございますから、これは秘密保護の対象になつてしかるべきだというふうに考えております。

○大野元裕君 そんなこと聞いていません。秘密保護の対象になるものは別な法律です。

その基になつていく何が対象になるかについては、相互防衛援助協定にあるものなんです。そこを書いてあるのは、先ほど申し上げたとおり、平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものですから、尾翼をどうやって、だけあつてするのか、教えてください。それ答弁されていません。

○政府参考人(樋道明宏君) 済みません、繰り返すことになるんですけど、まず、そもそも相互防衛援助協定における装備でなければ秘密保護法はそもそも適用される対象にならないわけですから、ただ、そこにおいて適用された際に、その守るべき秘密というものは、特別防衛秘密において、そこに表されている、規定されている事項です、その構造又は性能等々の事項について、またそれに係る文書、図画、物件であつて、公になつていないものということでございます。

F35そのものは、当然、その機体、個々の機体だけではなくてF35として我々が使用しているものでございますので、こうした構造や性能等々の秘密については守るべき対象になるということをお答えしているところでございます。

○大野元裕君 全く納得できません。この協定にそんなこと書いてありません。

そうだとすれば、政府としての統一見解の提示を求めます。委員長、お願いします。

○委員長(渡邊美樹君) 後列理事会において協議いたします。

○大野元裕君 それでは質問を変えます。

国会等では、自衛隊の武器等という我が国の防衛力、今度、九十五条の話ですね、について、御答弁では、つまり自衛隊の、失礼、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成するもの、つまり自衛隊の武器、火薬、弾薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備、液体燃料とされていきます。

だとすると、大臣に伺いますけれども、先ほど九十五条の適用にならないと言いましたけれども、その定義に当てはまる、その定義だとすると、F35が搭載していた火薬、弾薬は九十五条の適用となるのでしょうか。また、F35Aのフライトレコーダー若しくはフライトレコーダーに付いているビーコンは無線設備に当たることになるんじゃないんでしょうか、教えてください。

○政府参考人(樋道明宏君) 先ほど大臣が答弁された趣旨と同様でございます。今においてはその機能が発揮できないものであるとすれば、九十五条の対象にはならないということになると思ひます。

○大野元裕君 そうすると、搭載していた弾薬等についてはならないんですね。確認します。

○政府参考人(樋道明宏君) まず、事実関係としては、今回訓練で起きたので、ミサイル等の弾薬は搭載していません。ということでございます。

○大野元裕君 ビーコンは無線設備に当たらないということではないですか。

○政府参考人(樋道明宏君) 通常、航空機を防護の対象として指定するものでございまして、航空機に搭載されている通信機器そのものを個々に防護の対象として指定するわけではございません。九十五条は、防護対象として指定された場合に、その防護する自衛官が九十五条に基づいて武器が使用

できると、そういう規定でございます。

○大野元裕君 我が国の防衛力を構成する無線設備というものは、取り外してしまえば九十五条の対象にならないという理解で、それでよろしいですね。

○政府参考人(樋道明宏君) 取り外してしまつたときに、それを防護対象として指定する価値のあるものとしてあつて、それを防護対象として指定すればなり得るんですけれども、今回の場合、いづれにしても、もう恐らく水没してしまつていくということでございますので、そういった対象にはなり得ないんだらうと思ひます。

○大野元裕君 よく分かりません。水没すると価値がなくなるものですか、教えてください。

○政府参考人(樋道明宏君) まさに、九十五条の場合は、我が国の防衛力を構成する装備品として機能するかどうかというところがまず第一のポイントでございます。そうでないものについては防護対象にはならないということでございます。

○大野元裕君 フライトレコーダーに付いているビーコンという無線設備は我が国を、失礼、我が国の防衛力を構成するものにはならないということと確認を取りますけれども、そういう答弁でよろしいですか。

○政府参考人(樋道明宏君) 繰り返してございませうけれども、航空機に搭載されているビーコンそのものを単体として通信機器等として指定したことはございません。

○大野元裕君 そうすると、中国やロシアがこれを奪取しようとした場合にも、我が方としては当然法的にはこれを阻む手段はないということを確認しますが、よろしいですか。

○政府参考人(樋道明宏君) 九十五条に基づき、武器の使用という意味でおっしゃるのであれば、そのとおりでございます。

○大野元裕君 平時において、自己保存以外で、九十五条以外でこういつたものを守るときに武器の使用が求められている規定はないと私は理解をします。で、ないということではよろしいですね。

○政府参考人(樋道明宏君) 恐らく、そうした場所というのは公海上でございませう。したがって、その上で、国際法上も国内法上も、我が国がこれを排除するために実力の行使をするのであれば先生御指摘のとおり自衛隊法第九十五条ということになるかと思いますが、その適用はないということではございませう。ほかに実力をもって排除する手段というのはないというふうな考えです。

○大野元裕君 分かりました。
是非その辺についてはまた詰めさせていただきたいと思いますが、ちよつと時間がなくなつてしまふので、本当は法律の話もしたかつたんですが、もう一つ。

十六日の本委員会、井上委員との質疑において大臣がお話しになったことであります。この段階では、パイロットの例えば身体状況によるものだったのか機体の不具合によるものだったのか、まだ判断を持って申し上げる段階にはないとおっしゃっておられます。

当然、その人的要素についていろいろあると思うんです。その中で、特に身体状況ということを出して話されたことと理解していますけれども、操縦士の健康について懸念があつたとお考えでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 操縦士の健康状況を含めまして、事故時の状況等について今調査委員会が調査を行つておりますけれども、現時点において墜落事故の発生に影響があると考えられるような既往歴は確認されておらないところでございませう。

○大野元裕君 当然、人的要素、いろいろ想定はできると思ふんです。でも、その中で身体状況と言つてしまふのが果たしていいかどうかという、大臣がですね。私も政務官やらせていただいたときに、事案があるとなつぱり非常に微妙であります。その中で大臣が、機体の具合あるいは人的要素、これは分かります。ただ、その中で若干特定してしまふと、その方の御名譽とか、さらにはそ

の周りの部隊の問題とか、いろんな影響が私に出てるので、これ、これ以上申し上げませうけれども、是非その辺は慎重にお取扱いをいただきたいと、これは是非お願いをさせていただきたいと思ひます。

時間が、もう一点あるので一個だけお話を、法案についての話です。

警戒航空団の中核を整備する中で、E2Dあるいはさらにはグローバルホーク、こういったものがございませうけれども、現時点でE2DにCEC能力を付与することがないというふうな報道がありませうけれども、これ、中期防にはCEC能力を付与すると言ひてありますが、なぜ新編をするときに、警戒航空団を新編するときにE2DにきちんとCEC能力を付与しないんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(岩屋毅君) 今先生御指摘のCEC、共同交戦能力でございませうが、これは複数の艦艇や航空機に搭載することによりまして、それらの間で巡航ミサイル等の探知、追尾情報をリアルタイムで共有するという情報システムでございませう。

防衛省といたしましては、こうした能力を身に付けていく必要があると認識しております。新たな中期防に基づいて、E2Dに、全てということにはならないかもしれませんが、CECを搭載することとしております。

現在、CECを搭載するE2Dの機数あるいは時期について検討を行つているところでございまして、イージス艦であれば「まや」型にSM6が搭載できる時期と合わせることを念頭に置いております。

以上です。
○大野元裕君 我が国を取り巻く安全保障環境が極めて速いスピードで変わつていくことは共有しています。特にその中で、隣国の装備の近代化やあるいは技術の進展、これが速いことも全く共有をしています。そうだとすると、例えばステルス性能の高い作

戦航空機に対するAAWの措置とか、あるいは極めて速い超音速のミサイル、こういったものに対処していくためには、私はCECというのは非常に効果的だと思ひ、我が国が先ほどから話題になつていふF35Aを装備する、まあBも分かちませんけれども、そういったときの能力の向上には私は極めて確かに大事だと思ひています。

そうだとすれば、中期防でやつて、アメリカが、一括で調達するから、安くなるから一括調達するといふときにCEC能力を付けないのはおかしい話だし、「まや」型に付けるのにそもそもイージス・アショアにCEC能力を付与しない、これも不思議な話だと思ひますけれども、大臣、この二つについての答弁をお願いします。

○国務大臣(岩屋毅君) 今後納入予定のE2D十三機のうち何機までそのCECを搭載するかは現在決まつておりませうけれども、この中期防期間中に検討を進め、適切な時期に予算措置を講じていきたいというふうな考えております。

それから、アショアにつきましては、あくまでも弾道ミサイルの防衛能力の抜本的な向上を図るために行ふものでございまして、イージス・アショアにCECあるいはSM6の搭載を含む、巡航ミサイル対応の迎撃機能を付加する考えは目下のところございませう。

○大野元裕君 イージス・アショアについては、また是非やらせていただきたいと思ひます。時間がもう、最後になりますけれども、自衛官の定数についての話がありますので、ちよつとそこについてお触れさせていただきます。

優秀な女性自衛官がいっぱい登用されて今いま七月の段階で、実は省と名の付くところで女性の指定職がいなかつたのは防衛省だけなんです。ところが、やつとこれがお一人指定職が四月に誕生したと聞いていますけれども、大臣に是非お願いしたいのは、そもそも政府全体の指定職が占める割合はとても低いんですけれども、省として、防衛省ですね、優秀な女性職員たくさん入省

されておられますので、ジェンダーの壁を乗り越えて、これから能力と意思のある職員の登用に向けてお力を注いでいただくことについての所見だけ最後伺ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(岩屋毅君) 防衛省におきましては、ただいま先生から御指摘ありましたように、四月一日付けの事務官等の人事におきまして、女性職員の九州防衛局長への発令を行つたところでございまして、これは初めての指定職官職への登用となります。

平成二十七年一月に策定した取組計画において、女性事務官等の登用については、平成三十二年度末までの目標として、地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合を五%、本省課室長相当職に占める女性の割合を二%としております。これは現在達成をしておりますが、これも先生御指摘のように政府全体の平均値には達していませんので、今後とも、各人の能力、適性、意欲を考慮しながら女性職員の登用の拡大をしっかりと図つてまいりたいと考えております。

○大野元裕君 終わります。
○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。よろしくお願ひいたします。

まず冒頭、通告をしておりますが、北朝鮮の新型兵器実験が行われたという報道がされております。大臣に現状認識をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(岩屋毅君) 朝鮮中央放送は、十八日、金委員長が十七日に新型の戦術誘導兵器の射撃試験を視察をして、当該兵器の開発、完成は軍隊の戦闘力強化で極めて大きな意義を持つなどと述べたと報じていることは承知しております。北朝鮮の軍事動向については平素からしっかりとウオッチをしておりますけれども、事柄の性質上、その中身についてはお答えは差し控えたいと思ひますが、いづれにしても、政府としては、米同等とも緊密に連携を取りながら、必要な情報の収集、分析、警戒監視に全力を挙げてまいりたい

○高瀬弘美君　ありがとうございます。引き続きの注視をお願いいたします。

防衛省設置法について質問させていただきま
す。

今回の設置法の改正は、サイバー防衛体制の強化のために人員配置を変更するものと理解をしておりますが、民間におきましても、ＩＴやサイバーセキュリティ人材というのは全国的に足りない状況でございいます。

まず、民間のIT、サイバーセキュリティ人材不足の状況について大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岩屋毅君) 防衛省・自衛隊としては、先ほどもお答えをさせていただいたように、サイバー防衛能力の抜本的な強化を達成するには、まず人材の確保が不可欠であるというように考えております。

しかしながら、社会全体におきましてもＩＴやサイバーセキュリティ分野の人材は不足しているとの認識をしております。例えば、平成二十八年六月に経済産業省が公表した資料によりますと、二〇二〇年には、ＩＴ人材については約二十九万人不足すると、情報セキュリティ人材については約十九万人が不足するという推計が示されていると承知をしております。

こういふ厳しい状況の中ではありますけれども、防衛省・自衛隊としては、部内の人材の迅速な育成、それから部外の人材の活用など、様々な方策によりましてサイバー人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます

今大臣がお示しいただきましたとおり、全国的にＩＴ、セキュリティ人材の不足という中で防衛省に来ていただくためには、魅力的な職種にしていく必要があるというふうに考えております。

人員の数を増やしていくとともに、防衛分野でのサイバー人材ですので、省として専門知識向上のために様々な体制を取る必要があると思います。

○国務大臣(岩屋毅君) 先ほども申し上げましたように、サイバー人材の、部内においては迅速な育成というものが重要だというふうに考えており

まして、部内の教育課程における教育、それから国内外の教育機関への留学、民間企業における研修などを組み合わせて、この人材をしっかり育成してまいりたいというふうに考えております。

一方で、外部の人材を積極的に活用することにも有益でございますので、三十一年度予算においても予算を計上して、サイバー攻撃対処業務への部外力の活用というものをしっかりと図つてまいりたいと、官民人事交流制度も活用して人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

サイバー分野に限らなくとも、今、日本は労働力不足に直面をしております。三月に行われまして、未来投資会議の中でもこの労働力の不足についての議論というのがされております。日本の労働力が現在六千七百万人規模と言われておりますが、二〇四〇年には五千五百万人を切るという中で、様々な分野でＩＴ化ですとか省人化は必要でありますけれども、それとともに、どの組織におきまして、女性や高齢者の就労を増やす環境を整備できなければ生き残ることができないと言われる時代が来ております。

充足率の向上が常に課題であります防衛省におきまして、女性と、また適切な配置の下で高齢者の皆様の就労拡大、このための具体的な取組、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(岡真臣君) お答え申し上げます。

防衛省といたしましても、人的基盤を強化をし、自衛隊に求められる多様な活動を適時適切に行っていくためには、より多様な人材を安定的に確保し、その知識や経験の一層の活用を図ることが重要と考えているところであります。

こうした観点から、装備品の高度化や任務の国際化などに対応するために、若年定年制自衛官の定年年齢の引上げを来年から実施する予定であり

まして、また、自衛官以外の隊員につきまして、一般職国家公務員の動向を踏まえて、定年年齢を引き上げることも検討をしているところでございます。

また一度退職した隊員を再度採用する制度を活用するほか、民間人材の採用の一層の円滑化を図るため、専門的知識また優れた識見を有する者を年齢によらず任期を定めて採用する制度もありますことから、具体的なニーズに応じてこのような制度の活用も検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

女性の就労拡大の部分について御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人（岡真臣君） 女性についても、特に

自衛官について申し上げますけれども、募集対象人口の半分を占める女性の採用を拡大をして女性自衛官の活躍を推進していきたいと考えておりまして、これにつきましては、女性自衛官の全自衛官に占める割合を二〇二七年度までに九%以上にするという目標を立てております。

こうしたものを早期達成を向けて、女性自衛官の積極的な採用に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○高瀬弘美君　ありがとうございます。

今の答弁の中で、一度辞められた方をもう一度採用するということもされているという御答弁ございました。

民間におきましても、IT人材の確保のため

に、今 お帰りの制度というものが始まっておりまして、一度辞めた方が再び同じ企業で働くことができるというものが、始まっております。また、IT人材に限らず、まあ言葉は余り良くないんですけど、でも、そのまま引用いたしますと、出戻り制度というものでできておりまして、これは雇用主、従業員共にメリットが大きいということで、こうした動き、活発に今行われようとしております。

防衛省としましても、今御答弁の中に、一度辞

めた隊員の方ももう一度採用するような制度あるというふうにおっしゃられましたけれども、実績はいかがでしょうか。

○政府参考人(岡真臣君) 今御質問のありました、一度退職した隊員を再度採用する取組ということで、大きく三つについて申し上げさせていただきます。まず一つは、元自衛官のほうで、だきたいと思いますが、まず一つは、元自衛官のほうで、再任用制度ということで、中途退職をした元自衛

官を再任用する制度がございます。これは、育児や介護等の様々な事情でやむを得ず中途退職した自衛官を採用する制度でございますけれども、これにつきましては、平成二十九年一月には採用上限年齢を引き上げるといった制度改正も行っておりまして、その後、現在までに六十二名の元自衛官を採用しているところでございます。

それから二番目に、定年後の再任用制度でございます。いまして、定年後においても働く能力と意欲のある者を改めて採用するという仕組みがございます。そうした形で、高度な知識、技能、経験を有する隊員を有効に活用していこうというものでございますが、こうした再任用制度についても採用人員は増加傾向にございまして、平成三十一年四月一日現在で二千二百五十四名の再任用の自衛隊員が在職をしているところでございます。

また、育児休業等に伴いまして代替要員を確保する制度もございまして、こうした形でも引き続き積極的な活用を図っていきたいと考えているところでございます。

○高瀬弘美君
ありがとうございます。

大臣にお伺いをいたします。

今、様々、事務方の方から、女性ですとか高齢者の皆様の働く環境の整備のお話ございましたけれども、特に防衛省・自衛隊の場合は任務の特殊性もございますので、ほかの省庁よりも意識的に力を入れて再任用ということ、また一度辞めた方に再び来ていただくということ、こういうことをやっていかないと難しいと思いますけれども、大臣の御認識は、この点いかがでしょうか。

○國務大臣（岩屋毅君）それはもう御指摘のとおり

りだと私も考えております。

ただいま人教局長からも答弁いただきましたけれども、自衛官を一度辞められた方についても、その経験や知識の活用が図ることができると判断されれば、是非、多様な人材を安定的に確保していきたいというふうに考えておりますし、また、育児、介護等の事情で中途退職をされて、その後、職務復帰する意欲のある方については再採用を推進するということは非常に有効だと思っておりますので、それぞれ、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

このお帰りの制度の大事なポイントが、帰ってきたときにお帰りのという温かい雰囲気があるということが非常に大事でございまして、どうか大臣のリーダーシップの下で、帰ってこられる方に対して、本当に帰ってきて良かったなと思っていたいただけるような形をつくっていただければと思います。

防衛省ですとかあるいは自衛隊に就職をしようと思う方が最初に行かれるのが恐らく公式なホームページだと思っております。私も実は、F35Aの墜落のニュースを見ました後に、公式なものを見たいと思ひまして、防衛省のホームページに行きました。ところが、トップ画面の中にはF35Aの墜落に関する項目というのは分かる形では出ておりませんので、大臣の会見のところで行き、一つ一つの会見の日時が書いてありますので、クリックしていく中で大臣が報道の会見されているという記事がやとあったんですけれども、やっぱりこういう国民の皆様に関心が高いような事項につきましてはホームページの分かりやすいところにきちんと出すということも大事ではないかと思っております。

そういう点も踏まえまして、これから自衛隊に行こうと思っている方、防衛省に行こうと思っている方が最初に行かれるこのホームページについて、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岩屋毅君) 防衛省のホームページ

は、ネット上の防衛省・自衛隊の入口、窓口でございますので、非常に重要だと考えております。ただいまいただいた御指摘も踏まえて、常に改善の努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

現在、防衛省・自衛隊への就職に関心を持っていただけるように、防衛省採用スペシャルムービーという動画も掲載するなどして積極的な情報発信に努めているつもりでございしますが、常に直していくということも必要だと思いますので、不断の見直しに努めてまいりたいと思っております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

では、続きまして、ACSA関連の質問に移らせていただきます。これまでACSAを締結済みの米国、豪州、英国との間での実際の提供実績、これを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(深山延暁君) お答えを申し上げます。

ACSAの下での相互提供実績についてでございますが、日米ACSAの下では、平成八年十月発効以降、平成三十年末までの間に一万三百件、約一万三百件、日豪ACSAの下では、平成二十五年一月の発効以降、平成三十年末までに九十件、約九十件でございます。失礼いたしました。日英ACSAの下では、平成二十九年八月の発効以降、平成三十年末までの間に三件という件数になっております。

具体的な例といたしましては、自衛隊と相手国軍隊が共同訓練や災害派遣、国際緊急援助活動等に従事している際に燃料や食料の相互提供を行った、あるいは、それに加えて、宿泊、輸送、基地支援、修理、整備といった分野での協力を行った、こうしたものでございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

今回、フランス及びカナダとのACSAを締結するためにこの法改正を行うわけでございますけれども、このフランス、カナダとのACSAが今後我が国にどのような安全保障上の影響を与えて

いくのか、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(岩屋毅君) フランス、カナダは、申し上げるまでもなく基本的価値観を共有するG7のパートナーでございまして。国際社会の平和と繁栄に貢献すべく、様々な課題にこれまでも協力して取り組んできております。

こういった中で、国連PKO、外国での災害救助活動、救援活動、共同訓練等の場面において、自衛隊がカナダ、フランスの両国軍とより緊密に連携して活動ができるように、ACSAを適用した物品又は役務の相互提供を可能とする体制をつくらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

ACSAの締結を通して相互の物品、役務の提供が円滑になっていきますと、共同訓練を始めとした防衛協力あるいは交流が一層進展すると考えておりまして、この両国とも連携をして、我が国の安全保障を強固なものにするともに、自由で開かれたインド太平洋をつくっていくという、そういう貢献をしつつ成し遂げていきたいと考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

ちょうど一年ほど前になりましたけれども、参議院の外交防衛委員会におきまして、イラク及び南スーダンの日報問題についての集中審議が行われました。私もそのとき質疑に立たせていただきましたけれども、一年前の時点では政務官をトップとした調査チームが報告をまとめた、今後まためていくという段階でございましたけれども、その後の、再発防止策を受けまして、防衛省内においては、今、人員配置ですとかあるいは公文書の電子化、文書保管の運用面等での改善状況というのはどうなっていますでしょうか、お答えいただけますか。

○国務大臣(岩屋毅君) 南スーダンの日報、それからイラク日報の問題をめぐりまして国民の皆様からの不信を招く結果となったことについては大変遺憾でございまして、信頼を回復できるように、今、公文書管理や情報公開などに関して各種の再

発防止策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、日報の管理及び情報公開請求対応の統幕参事官等への一元化を図っております。それから、チェック機能の強化のための情報公開調査官を新設いたしております。さらに、行政文書管理、情報公開等に関する個々の隊員の意識改革を図るためのeラーニングを継続的に実施しております。さらに、情報公開等に迅速かつ確実に対応するために、電子ファイル化された行政文書を一元的に管理できる体制の整備に向けた取組を行っております。その上で、大臣の指示、命令等を確実に履行するための通達発出などを実施しているところでございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

本件、一年たちますけれども、様々手を打っていただいているということで、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

最後に、自衛隊の派遣についてお伺いをいたします。

最近でいいますと、豚コレラの発生時に自衛隊の派遣が行われておりましたし、またホームページ上には山林火災への派遣の状況なども取り上げられておりました。いろんな場面におきまして自衛隊の皆様の派遣というのが見られますけれども、これは地方自治体との間の取決めというのはどのようになっていますでしょうか。

○政府参考人(菅原隆祐君) 自衛隊の災害派遣につきましては、自衛隊法第八十三条第一項におきまして、「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と規定されておるところでございます。

このため、防衛省では、原則として、自治体等からの要請があつて、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を派遣して救援活動等を行うこととしております。

こうした考え方を踏まえまして、例えば豚コレラに関する災害派遣については、自治体のみでは

迅速な対応が困難であり、その感染拡大を防止する差し迫った必要があると認められることなどから、自治体の実施している殺処分等を支援しているところでございます。

なお、このような支援等に当たりましては、現場における自治体の体制や部隊等との連携に問題があった場合には、農林水産省など関係機関を通じて自治体側の確な防疫措置を実行できるような働きかけなどいたしまして、部隊等に過度な負担を生じさせないことにも配慮しながら適切な対応体制の構築に努めているところでございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

この外交防衛委員会での派遣に行かせていただきましたときに、実際の災害派遣に行かれています隊員の方と意見交換させていただきましたけれども、やっぱり現場が混乱しているということもございまして、現場で様々な隊員の方に依頼があり、負荷が掛かっているという状況もあるというようなお話もございました。

もちろん、迅速な対応のために県側としても必要だという考えの下で依頼をされているとは思いますが、事後でも構いませんので、それが本場に適切な派遣、派遣の要員の皆様の、何と申しますか、その現場での動きであったかどうか等も含めまして、本場にこの自衛隊員の皆様、年間の訓練計画がある中で、その訓練計画を一旦おいて災害派遣に出られて、また現場に戻られるとその残った分の訓練をやらなければならぬと、かなり過密なスケジュールの中でやらなければならぬという点もお話もございましたので、そういう点も含めまして引き続き御検討をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わらせていただきます。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございます。

まず、質問に入る前に、先般のこの委員会でのパリのノートルダム寺院が火事に遭いまして、お

見舞いのメッセージを送られたらどうかということとを外務大臣に申し上げましたところ、もう既に安倍総理からマクロン大統領宛てにお見舞いのメッセージが送られていたという御報告を受けております。御礼申し上げますとともに、迅速な対応を評価したいと思っております。すべからず、このように迅速に対応していただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私も、サイバー防衛に関して質問をさせていたがたいんですが、もう既に何回か質問がありまして、サイバー防衛、人数が少ないというお話がありまして、将来的には二千人規模にしたいという御答弁も聞かせていただきましたが、まず、このサイバー攻撃対処態勢の強化とありますが、これで何がどのように強化されるのか、具体的に教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) サイバー対応能力の強化と申しますのは、一つには、防衛省・自衛隊のシステムやネットワークをサイバー攻撃から防ぐ、未然に防ぐ能力、それからサイバー攻撃を受けた際に被害を局限する能力、迅速に復旧を行う能力、さらには相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力などを含めて、総合的なこの能力の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○浅田均君 攻撃を局限するとか、そもそも妨げる、そういう能力が強化されるということでも、もう既にお話になっていきますけれども、中国で三万人、それから北朝鮮だけでも六千八百人というサイバー戦要員を養成しているというふうな記述もこれ防衛白書の中にもあります。したがって、こういう強化が必要だと思っております。

先ほど来、部外力の活用とか、それから教育、留学に力を入れるというふうな防衛大臣の御答弁があるんですが、私の知る限り、このサイバー攻撃というのは、ウイルスも同じですけど、どうして防ぐかというところで、プログラムの開発とか、どこから誰がどのようなメッセージを送って

きたか、ウイルスを送ってきたか、そういうログファイルの分析とかが重要になってくると思われまので、そういった面にたけた人材の育成、養成というのが必要になると思うんですが。

同時に、こういうログファイル系の分析ということに関して言いますと、AIなんかもううつつけなんですね。だから、人員を確保すると、それで将来的に二千人で、これはまあ少ないと思えますけれども、それに取って代わるようなAIとかの活用も考えられるんですが、人に代わってこういうAIをそういうところに当てはめていくというお考えはないんでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) まずは、着実にサイバー人材を育成し、能力の強化を図っていきたくと考えておりますけれども、今先生御指摘があったAIの活用などということも是非検討していきたいというふうに思っております。

○浅田均君 僕は、装備庁とか視察に行かせていただいて、常に申し上げているんですが、これも常に盾と矛の関係があつて、どんな防御施設を造ってもそれを絶対突破する手段が開発されますし、これ絶対やというとはないわけで、どういふところも突き刺す矛と、それからどんな矛も通させない盾というのは常にあるわけですので、とりわけこのAIに関しては中国が物すごく進んでいて、こういうところで、新しい攻撃を仕掛ける能力というのはすごくロシア以上に持っている可能性があるので、是非AIの活用に関しても用意しておいていただきたいと思います。

それで、次に、今の盾と矛の関係になるんですが、サイバー攻撃能力をもう完全に無力化できるというところで電磁波領域における攻撃があるわけですが、ここに、今回の設置法の改正におきましても、電磁波領域における統合運用に係る企画立案能力の整備と書かれてあるんですが、これ具体的にどういふことを指しておられるのか、教えてくださいませんか。

○国務大臣(岩屋毅君) 近年、安全保障分野にお

ける電磁波の利用が拡大をしております。したがって、この電磁波領域の優越性の確保というのは我が国の抑止力の強化のためにも不可欠になってきているというふうに認識をいたしております。

そこで、電磁波領域における優越性を確保するために、電子戦に必要となる装備品等を整備するほか、統合運用において電磁波を適切に利用することができるよう、平素からの検討や訓練の実施が必要だというふうに考えております。

今年度、統合幕僚監部に電磁波領域企画班、これ仮称でございますが、これを設置をいたしました。有事等における自衛隊の統合運用を円滑に実施するために電子戦についての検討や運用における電磁波の利用計画の検討を行うこととしておりまして、こういった取組を通じてこの電磁波領域における能力も強化をしつかり図ってまいりたいというふうに考えております。

○浅田均君 具体的にどのようなことというものが、先ほど申し上げましたように、電磁パルス攻撃というのはコンピュータ機能を完全に麻痺させることができると言われておりますし、まあこれ実験のしようがないんですよ。やってしまつたら、もう成層圏で小型原爆を破裂させると、アメリカで何回かやつたらいいんですが、まさしくそういうコンピュータ、通信機能を完全に麻痺させるという結論が出されているようですけれども、それに対してどう対処していくかという、対処能力を高めるにしても実験ができない領域があります。そういう実験ができない領域の言わばデータをいかにして獲得するのかというのが重要になってくると思うんですが、どうしてそういうデータを収集されるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木敦夫君) お答え申し上げます。

安全保障分野におきましてこの電磁波分野というのは、これ指揮通信、警戒監視、情報収集、ミサイルの誘導など様々なところに活用されてきま

した。近年の技術進歩ですとか装備品がネットワークでつながっていることから、その活用範囲が拡大しているところでごさいます。

こうした中で、各国はこの電磁波領域における能力を向上させているというところでごさいます。実際にウクライナやシリアにおきましての紛争においては、通信やレーダーなどによる索敵を電磁波による妨害などのいわゆる電子戦ということが行われているというところでごさいます。また、中国が電子戦環境を模倣した訓練を実施しているということなどが指摘されております。

そうしたことから、電磁波領域というのが現代の戦闘様相におきまして非常に、まさに攻防の最前線となっておりますというところでごさいます。防衛省・自衛隊といたしまして、電磁波領域の能力強化というものは喫緊の課題だと思っております。

そして、先ほどちょっと御指摘がございましたAIなどにつきましては、今年の三十一年度予算におきましては、AIの導入に向けた体制の強化といたしまして、防衛省・自衛隊全体として統一的にAIの導入に向けた体制強化を図るため、整備計画局の情報通信課にAI・サイバーセキュリティ推進室というものを新設いたしました。同室にAI企画班などを新設するとともに、様々な高度な検索機能を備えたシステムを実現するために、AIなどのIT技術の活用を含めた調査検討ということも実施しておるところでごさいます。

○浅田均君 サイバー攻撃に対してAIを活用してどういふふうにして防御していくか、あるいは逆に探知していくか、そういう能力を向上させるためにAIを活用するというのはよく分かるんですが、この電磁パルス攻撃なんというのは、これ、本当にデータすら、アメリカとか多分中国とかロシアは持っているかもしれないけれども、実験ができないんですね。一回やってみようと、軍事用だけでなく、民生用の、民間で使ってい

る通信ネットワークがもう完全に麻痺する、無能力化させる。だから、そういうために、去年、北朝鮮がミサイルを撃つときにアメリカがそういうことを考えたというふうな報道もありましたけれども、もう完全に無力化させるような通信ネットワークをですよ、攻撃方法があると。それにに対してどういふふうな防衛能力を持つかということとは、データすらないわけですよ。だから、そういうデータをどういふふうにして獲得されるんですかという質問をしているんです。

○国務大臣(岩屋毅君) 先生がおっしゃっている、いわゆる電磁パルス、EMP兵器は、核爆発などによってシステム全体を誤作動させたり破壊したりする攻撃になるわけでごさいますけれども、まずは様々な攻撃に対する抗堪性の強化が重要だということに認識をしております。これまでも、例えば指揮中枢である施設の地下化や通信網の多重化、それから電磁パルス攻撃に対する装備品の防護に関する研究などを推進をしております。新たな中期防の下でも、電磁パルス攻撃からの防護の観点も踏まえて、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進すると書かせていただいております。

あらゆる状況、段階において部隊運用を継続的に実施できるような、そういう抗堪性をしっかりと備えていくということがまずは重要なことではないかというふうに考えております。

○浅田均君 この点に関しては、また機会を改めてより深く質問させていただきたいと思っております。それは、河野大臣に日米地位協定についてお尋ねいたします。

米軍基地について、これ、どのような基準で誰がどこに設置するかを決める、この根拠規定は何でしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 日米地位協定第二条一は、米国の日米安全保障条約第六条の規定に基づき日本国内の施設・区域の使用を許される旨及び個々の施設・区域に関する協定は日米合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない旨規定

しております。

また、日米地位協定第二十五条一は、日米合同委員会が、特に米国の日米安全保障条約の目的の遂行に当たつて必要とする施設・区域を決定する協議機関として任務を行う旨規定しております。

このように、米国の日本国内の施設・区域の使用は、日米地位協定の関連規定に従い、日米間の合意を経て行われることとなります。

○浅田均君 想定どおりの御答弁で、確かに地位協定の二条一あるいは二十五条にそういうことは書かれてあるんですが、場所の決定や設置条件は日米両政府の協定で定めるとされておりますけれども、これだけでは誰がどのように基地設置場所を決めるのかは分からないはずだと私は思うんです。しかも、明文規定もありません。

政府は、日米地位協定によって政府に基地設置場所の決定権限が付与されているとお考えになっているという理解でいいんでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 繰り返しになります。日米地位協定第二条一は、米国の日米安全保障条約第六条の規定に基づき日本国内の施設・区域の使用を許される旨及び個々の施設・区域に関する協定は日米合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない旨規定しております。

また、日米地位協定第二十五条一は、日米合同委員会が、特に米国の日米安全保障条約の目的の遂行に当たつて必要とする施設・区域を決定する協議機関として任務を行う旨規定しております。

これらの規定に従って、これまで日米両政府は、個々の施設・区域に関する協定において、その名称、位置及び範囲などを明記するとともに、必要に応じ、主たる使用目的や使用条件等についても合意してきております。

米国の日本国内の施設・区域の使用は、日米地位協定のこうした関連規定に従って、日米間の合意を経て行われることになるわけでごさいます。

○浅田均君 もう一問だけ質問させて……
○委員長(渡邊美樹君) おまとめください。

○浅田均君 はい。

これ、日米地位協定というのは条約であつて、だから、国内法として内閣の権限を根拠付けることはできないと私は思うんですが、政府の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 我が国は、我が国が締結した国際約束はそのまま国内法の効力を有するとの立場であります。また、国際約束を締結する際には、その条約の実施が円滑に行えるよう所要の国内法の制定及び改正等を行い、当該国際約束と国内法のそごを来さないように手当てするというのが我が国の慣行でございます。日米地位協定につきましても、その締結に際し、こうした考え方に基づき対応したものと承知をしております。

○浅田均君 続きは次回やらせていただきます。ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。通告した質問に入る前に、今朝の産経新聞一面の「防衛省 F35Aの調達継続へ」との見出しの記事について、防衛大臣にお聞きいたします。

この中で、防衛省は重大な機体の欠陥が見つからない限り調達に継続する構えだというふうにされておりますが、逆だと思ふんですね。現に墜落事故が起きているわけでありまして、原因究明と再発防止策によって機体の安全性が確認されるということが前提だと思ふますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君) 今般の事故につきましては、現在、航空幕僚監部の事故調査委員会において調査を進めております。

現時点におきまして、これまでの方針を変更するに足る具体的な情報はございませんので、この段階で配備計画を変更する考えはないということをおし上げた次第でごさいます。

あくまでも一般論として申し上げれば、航空機の機体に不具合が生じた場合には、その原因に応じて適切な対処策を講じることによって、飛行の安全確保をした上で運用を継続するということが

一般的でございます。

私どもとしては、F35の導入は非常に我が国の防空体制の確立に重要だという認識の下にこの事業を進めているわけでございますが、まずはこの事故原因調査をしつかり進めてまいりたいと考えております。

○井上哲士君　まさに現に墜落事故が起きているわけでありますから、パイロットやそして住民の安全ということを考えるときに、原因究明と再発防止策の策定が前提だということは繰り返し申し上げておきたいと思ひます。

次に、米軍機による訓練と日米地位協定についてお聞きいたします。

米軍の六本の低空飛行訓練ルートの一つのオレンジルートに含まれる高知県の本山町の上空で、四月の十一日に、突然の米軍機の低空飛行訓練が目撃されました。その四十分後に同じ空域でドクターヘリにより患者搬送が行われておつて、大きな事故につながるおそれもあったということであります。

翌日、尾崎高知県知事が、防衛、外務両大臣に対して要望書を出しております。その中で、同県ではこれまで早明浦ダム事件を含む四件の米軍墜落事故が起きている、住宅地上空で繰り返し返される超低空飛行は強い恐怖を与えているとして、米軍機の低空飛行訓練等について、訓練ルートや時期についての速やかな事前情報の提供と危険性の高い訓練の中止を求めています。

防衛大臣、この要請を受けてどのような対応がされて、米側からどのような返答があったんでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君)　お尋ねの件につきまして、高知県から四月十二日に要望書をいただいております。中国四国防衛局に対して航空機の飛行に係る苦情等を受けておりました、現在、その事実関係を確認をしているところでございます。

防衛省としては、これまで、米軍機の飛行によつて苦情が発生したという場合には、それを確認した上で当該苦情等の内容を米側に伝えると

ともに飛行運用への配慮を求めてきたところでございまして、今回も、事実関係を確認した上でそういう措置をとらせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、防衛省としては、米軍機の飛行に際しましては安全の確保が申し上げるまでもなく大前提だということに認識しております。引き続き米側に對して、日米合同委員会合意等を遵守するとともに、安全面に最大限配慮し、周辺地域に与える影響を最小限にとどめるように申し上げてまいりたいと思ひます。

○井上哲士君　これまでも、安全面への配慮を求めるということが繰り返されてまいりました。しかし、またこういうことが起きているわけですね。

山間部の多い高知県では、消防防災ヘリやドクターヘリが日常的に運航しております。このオレンジルートを含む同県の市町村の管内に五十カ所のヘリコプターの離着陸場があつて、昨年度は延べ百四回離着着やホバリングが行われているというふう聞いております。私も調査行つたことありますけれども、この山間部の谷合いにずっと住宅地がつながつておりまして、その上空を低空飛行訓練が行われると、いろんな不安の声も聞いてまいりました。当時も国会で質問したわけでありましたが、結局改善されていないわけですね。

日本の空でありますから、米軍に配慮を求めなくてはならない規制をするということが必要になつていきたいと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岩屋毅君)　あくまでも一般論として申し上げますと、米軍が訓練を通じてパイロットの技量の向上あるいは維持を図るというものは、即応態勢という機能を維持する上で不可欠なものであると、これは日米安保条約の目的達成に資するものだと考えておりますが、だからといって米軍は全く自由に訓練を行つていいわけではないというふうにも思つております。

公共の安全に必要な配慮をすることは当然だといふふうに思いますので、今般のことも、事実関係を確認した上で、しっかりと米側に對して安全面での配慮を求めてまいりたいと思ひます。

○井上哲士君　同様のことが全国で起きておりまして、岩国基地の強化に伴つて広島県でも様々な問題が起きております。

今、安保条約に基づく米軍の必要な訓練と言われましたけど、大体、米軍は国内では指定空域でしか訓練を行つておりませんし、住宅密集地では行つておりません。一方、米軍の準機関紙のスターズ・アンド・ストライプス、二〇一七年十二月十三日付けでは、このオスプレイの飛行隊が、この普天間基地所属のオスプレイの飛行隊が岩国基地での訓練を開始しておりますけど、こう言っているんですね。岩国基地が提供することとなる異なった字びと訓練機会を巧みに利用しているとして、米軍の乗員チーフの言葉を紹介しております。現在、低空戦術飛行訓練を実施しているところだと、敵の探知や気候条件を回避するために通常よりもずっと地上に接近して飛行すると、こういうふうにも言っているんですね。

ですから、米国内で規制されているような訓練を日本では自由勝手にやっているとすることが実態なんじゃないですか。

○政府参考人(中村吉利君)　お答え申し上げます。

委員が引用されました個別のパイロットなどの発言について一々コメントをすることは差し控えてさせていただきますが、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたとおり、米軍は全く自由に訓練を行つていいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な配慮を払つて活動すべきであるということには言うまでもないところでございます。

また、低空飛行訓練に關して申し上げますと、平成十一年の日米合同委員会合意におきまして、在日米軍は国際民間航空機関ですとか日本の航空法により規定される最低安全高度を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度

規則を現在適用しているとしております。米軍も、低空飛行訓練を行う際にこれを遵守し、適切に運用しているというように認識をしているところでございます。

○井上哲士君　適切に運用されていないから全国でいろんな問題起きているんですね。

今、米軍が国内ではやっていないことをやっているんじゃないかと申し上げました。例えば、アメリカの海兵隊のウェブサイトをみると、南米でオスプレイの低空飛行訓練をやつた米軍司令官がこう言っているんですよ。国外での展開訓練はアメリカ本土では遭遇することのないチャレンジャーがある、我々の快適なゾーンを飛び出して、なじみの薄い場所や過酷な訓練を行う良い機会ですと、こういうふうにも言っているんですよ。ですから、米国内でできないようなことを、そういう訓練を日本でもやっていると、これが実態なわけですね。ですから、全国、様々な問題が起きているわけであります。

そして、情報提供を求めておりますけれども、むしろこれに逆行することが起きております。東富士演習場のオスプレイの訓練では、南関東防衛局のホームページに訓練計画が掲載されておりましたけど、昨年十一月からなくなつております。

防衛省の申入れの際にはアメリカからの要請によるものという説明でありましたけれども、どういふ要請がアメリカからあったんでしょうか。

○政府参考人(中村吉利君)　お答え申し上げます。

東富士演習場へのオスプレイの飛来につきましては、平成二十六年七月以降、米側から提供される訓練計画を関係自治体などへ情報提供を行うとともに、南関東防衛局のホームページにも掲載をしてきたところでございます。また、訓練計画を受けた南関東防衛局職員による目視調査、その結果によつて把握した日々の離着陸の状況について関係自治体に提供も行つてきたところでございます。

一方で、昨年の七月以降、訓練計画における飛

来予定に對しまして、実際には飛来しない場合が多くなつておりました。このため、南関東防衛局職員による目視調査が非常に非効率となつていたところでございます。

このような状況を踏まえまして、関係自治体等とも調整をした上で、昨年の十一月、オスプレイの飛来に関する情報の提供について見直しを行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、南関東防衛局職員による目視調査は終了する一方で、オスプレイの訓練計画の情報提供は継続し、さらに米側から提供される月ごと及び年ごとの訓練実績を情報提供するということとしたところでございます。

また、南関東防衛局のホームページにつきましても、これに合わせて、昨年十一月以降、米側から提供される訓練計画の掲載を取りやめることとしたものでございますが、御指摘のような米側からの要請によつて掲載を終了したというものではございません。

○井上哲士君 私もち立ち会つておりましたけれども、担当職員からそういう発言がございました。なぜこういう今事態が広がっているのか、外務大臣にお聞きしますけど、そのいわゆる安保条約に基づいて米軍に提供された施設・区域、訓練空域以外で様々な今訓練が行われております。これができるということは日米地位協定のどこに書いてあるんでしょうか。

○國務大臣(河野太郎君) 日米安全保障条約が、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため米軍の我が国への駐留を認めていることは、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを前提としております。

飛行訓練について言えば、一般に、米軍が訓練を通じて各種技能の維持向上を図ることは即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目標達成のために極めて重要です。

その上で申し上げれば、在日米軍が施設・区域でない場所の上空で飛行訓練を行うことが認めら

れるのは、日米地位協定の特定の条項に明記されているからではなく、まさに日米安保条約及び日米地位協定により、米軍が飛行訓練を含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提とした上で、日米安保条約の目的達成のため我が国に駐留することを米軍に認めていることから導き出されるものであります。

その上で、我が国における米軍機の運用に際しては、米軍機は全く自由に飛行を行つてよいわけではなく、日米地位協定第十六条に基づき、航空法等の我が国の国内法を尊重する義務を負つております。また、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。

○井上哲士君 地位協定には明記されていないけれども、駐留を認めていることから導き出されることになりますと、結局、何でもありということになるんですよ。

かつては、政府は提供施設・区域の上空しか訓練できないという見解述べていたんじゃないですか。例えば、一九六〇年五月十一日の赤城当時の防衛庁長官の答弁、米軍は上空に對してもその区域内で演習をする、こういう取決めになっていると、こういうふうに答弁をしております。

なぜこれが、そこ以外でも訓練が可能ということに変わつてしまつたんでしょうか。

○政府参考人(船越健裕君) お答え申し上げます。

大臣から御答弁申し上げましたとおり、一般に、米軍が訓練を通じて各種技能の維持向上を図ることは即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目的達成のために極めて重要でございます。

また、日米地位協定は、実弾射撃を伴わない飛行訓練について、在日米軍使用に供している施設・区域の上空に限つて行うことを想定しているわけではなく、在日米軍施設・区域でない場所の上空においても飛行訓練を行うことも認められておるところでございます。

一方、米軍は全く自由に訓練を行つていいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な配慮を払つて活動すべきものであることは言うまでもございせん。

以上でございます。

○井上哲士君 今言われたようなことはどこに書いてあるんですか、日米地位協定の。

○政府参考人(船越健裕君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、日米安保条約の目的の達成のための米軍並びに日米安保条約及び日米地位協定六条に基づきまして、米軍の施設・区域を提供していることから導かれるものと理解しております。

○井上哲士君 それはあなた方が勝手に導いているだけであつて、書いてないんですよ。そして、さつきも紹介しましたけれども、過去はそういう答弁じゃなかったんです。例えば、皆さんが使っている「日米地位協定の考え方」、初版の七三年四月のやつは、米軍は協定第五条で規定されることと国内での移動の場合を別とすれば、通常の軍としての活動を施設・区域外で行うことは協定の予想しないところであるとずっと言つていたんですね。

それが、八〇年代になつて、レーダーや対空ミサイルを組み合わせた防空システムで低空飛行訓練、かいくぐる、こういうのが必要になつてきたということに合わせてそれまでの見解を変えて、施設・区域の上空以外も訓練ができるということにしてしまつたというのが実態だと思います。あの沖縄県の海外の地位協定の調査でも、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリス、いずれもこのような自由勝手な訓練を認めておりません。

改めて、こういう立場で、地位協定の抜本的な改定を求めて、野放しとなつてこの米軍訓練を規制するべきだということを申し上げまして、質問を終わります。

○伊波洋一君 ハイサイ、沖縄の風の伊波洋一です。防衛省設置法一部改正案は、自衛隊と米軍のよ

り一層の一体化を図るものであり、再考を求めたいと思います。

前回のおさらいですが、在沖海兵隊がグアムやオーストラリア、ハワイや米本土に展開することが抑止力の強化につながるというのがグアム協定の認識であり、現在の日本政府の評価も同様だといふことが確認できました。また、第三海兵遠征軍、MEFの司令部があること、第三海兵機動展開隊、31MEUが配置されているということが岩屋大臣の言う本拠地の意味であり、抑止力の根拠であるということでした。

しかし、前回指摘したとおり、31MEUは年間百日から百六十日も海外に展開して沖繩を留守にしており、実際には沖繩にはMEFの司令部が存在するだけです。防衛省が抑止力の中核的要素と言ふ31MEUは、東日本大震災や熊本地震の際も東南アジア、フィリピン海に展開しており、初動対応に二日から一週間ほど掛かつております。

ここで確認したいのは、防衛省として、初動対応に二日から一週間程度掛かつたけれども、即応性、機動性が発揮されると評価している、十分に抑止力として機能していると認識している事実です。

大臣、31MEUが沖繩になくても、グアムやフィリピンに展開していても抑止力としては十分に機能していると評価しているということですよ、いいですね。

○國務大臣(岩屋毅君) 前回もお答えをしておりますけれども、第三海兵機動展開隊、31MEUにつきましましては、東日本大震災のときは展開先のマレーシアから急行して救援活動をやつてくれたと、熊本地震では展開先のフィリピンから戻つてきて救援活動を行つていただいたと承知をしております。

災害時の救援活動を開始するタイミングにつきましましては、要請のタイミング、ニーズの内容、現場の状況等によるものでございますので、その対応が、米軍の対応が迅速か否かを一概に申し上げることは私は適切ではないというふうに考えてお

ります。我が国の緊急事態には、沖縄の海兵隊部隊が洋上等の展開中であっても急行して対応するということを示しているものだというふうに考えております。

いずれにしても、我が国における災害は、まず我が国が主目的に対応を行う、防衛省・自衛隊でまずしっかりと対応を行い、その上で、必要に応じて米側からの協力を得るというものでございます。御指摘の事例をもって海兵隊の即応性、機動性あるいは抑止力について評価できるものではないというふうに考えております。

○伊波洋一君 さて、二〇一二年の日米合意に基づいて、二〇一二年年度価格で総額八十六億ドル掛かる米軍のグアム移転計画に日本側は約三十一億ドル、百十二円換算で三千四百七十二億円の費用負担が決定しており、配付資料三枚目のとおり、これまで、六〇％に当たる二千八百五十億円を既に支出しています。平成三十一年度予算でも二百十三億が計上されています。

前回確認したとおり、日本政府としては、グアム移転で抑止力が強化されると評価しているからこそ移転費用の負担をしていると理解してよろしいですね。

○国務大臣(岩屋毅君) 海兵隊のグアム移転は、沖縄の負担軽減のための重要な取組であるというふうに認識をしているところでございます。このような認識の下に日米間で適切な費用分担を行っているところでございまして、御指摘のように我が国が直接資金提供を行っているものでございまして、まあ全体の経費の三分の一程度に当たるわけではございますけれども。

その上で、二〇一二年四月二十七日の2プラス2共同発表において、米海兵隊は、沖縄に加えてハワイ、グアム、オーストラリアにMAGTFを配置、展開させることとされておりまして、地理的に分散し、運用面で抗堪性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現することによって、アジア太平洋地域における多様な事態に対してより柔軟かつ迅速に対応し得るようになるものでござい

まして、我が国及び地域における抑止力は維持強化されるものと認識をしております。

○伊波洋一君 ただいま答弁のとおり、沖縄から海兵隊が国外に出ることによって、より抑止力が強化されるという認識であるということを確認できました。

グアム移転の環境アセスには、配付資料三枚目以下のとおり、米軍がグアムに移転すべき理由、沖縄から移転する部隊構成や規模、移転先での訓練の態様などが詳細に記載されています。配付した資料にあるとおり、二〇一〇年に評価書が出され、一枚目の資料ですけれども、二〇一五年に補充書が出されました。補充書で修正されていない部分は当初の評価書の内容が有効であるということとは防衛省も了解されていると思います。

この中で、移転のインシデントの一つは、予測不可能な状況がどこで発生しても、柔軟で迅速な対応を可能とする場所に基地設置を目指し、同時に海外の米軍基地を削減しようというものであった。太平洋地域の米軍再配置と作戦上の再編に関するQDRの勧告に基づき、国防総省は沖縄の海兵隊の適切な移設先を、条約や同盟上の要件、二、紛争の可能性がある場所への配備時間、三、活動の自由、規制の掛からない基地使用の条件を満たす場所を求めた。グアムは海兵隊のプレゼンスを支援できる能力があり、沖縄と比較しても、活動の自由を最大限得られ、配備に掛かる時間の増加を最小限に抑えることができると沖縄ではなくグアムを選んだ理由を述べています。

グアムに移転する部隊については補充書で変更が加えられていません。二〇一〇年の評価書では、航空機の移転で常駐機の回転翼機としての強襲輸送用MV22オスプレイが十二機、一時配備の回転翼機として更に輸送用MV22が十二機、オスプレイ合計二十四機の移転が書かれています。そして、グアム・アンダーセン空軍基地のノースランプに整備される施設には、CH53EやMV22の回転翼機のメンテナンスの格納庫が含まれております。MEUに属する回転翼機に該当する二十

五機の航空機と五十人の乗員がグアムを本拠地とすることになるとも書かれています。このことを防衛省は把握していますか。

○国務大臣(岩屋毅君) 米側は、在沖海兵隊のグアムへの移転事業を進めるに当たりまして、二〇〇七年から二〇一〇年まで、米国内法であります国家環境政策法に基づく環境影響評価を実施していることと承知をしております。その後、二〇一二年四月の2プラス2共同発表において、グアムに移転する海兵隊員の人数及び構成の見直しが行われ、事業規模が縮小をしております。これを受けまして、米側は、提案した行動に大きな変更を行った場合、補足的環境影響評価を実施することと定めた国家環境政策法に基づく環境品質協議会規則に従いまして、二〇一二年から二〇一五年までの間、補足的環境影響評価を実施しております。議員が今御指摘の内容は、米側が公表した環境影響評価書及び補足的環境影響評価書において記載されているものと承知をしております。

なお、米側は、環境影響評価を実施するに当たって、部隊規模やおおよその移転人数を見積もった上で当該評価がなされたものと承知をしております。その詳細な移転計画についてはまだ決定されておらず、今後、日米間の協議において取り扱われていくものと考えております。

○伊波洋一君 ただいま防衛大臣の答弁のように、これ、出している資料の一ページ目でございますが、二〇一〇年のファイナルの評価書において、既にもう実戦部隊が中心に配置されていると、当初からそうなんですね。そういうことが実際は行われていた。まあ、これをずっと政府は否定してきているわけですが、現実には、やはり、なぜ沖縄に、沖縄から行かなきゃならないか。これは米軍の事情ですよ。

そういう意味では、二十四機のオスプレイが移転するということは、普天間所属の三六海兵航空群は全てグアムに移転するというものではございませんか。

○国務大臣(岩屋毅君) グアム移転事業に関しま

して、二〇〇六年五月の再編実施のための日米のロードマップにおきまして、沖縄からグアムへ移転する部隊は、第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群司令部、第一海兵航空司令部及び第一二海兵連隊司令部を含むとされておりますけれども、その詳細については今後の日米間の協議の中で検討していく、適切に検討していくことになっております。

いずれにしても、現在、普天間飛行場に所在するオスプレイなどの部隊であります第三六海兵航空群は辺野古に建設中の普天間飛行場代替施設に移転するものと承知をいたしております。

○伊波洋一君 グアム・アセスは公表されています。日本政府もグアム整備に既に二千億円以上も支出しています。納税者に対する説明責任もありません。大臣も是非このアセスの詳細について一度お読みになって、グアムで普天間の第三六海兵航空団のオスプレイを全て受け入れる計画になっていることを是非、当初からそうであることを確認をしていただきたいと、このように思っております。

そして、実際のアセスの評価では、在沖海兵隊の訓練、普天間で行われているヘリ、回転翼機の訓練、およそ一万九千回以上の訓練もそのように評価されているんです。是非そういう実態については確認をしていただきたいと思います。アセス書について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(岩屋毅君) しっかりと拝見したいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、現在、辺野古、あつ、失礼しました、普天間飛行場に所在するオスプレイについては、建設中の辺野古の基地に移転するというふうに承知をいたしております。

○伊波洋一君 実際には、グアムを中心にオーストラリア、タイ、マレーシア、フィリピン、そして日本にもこの31MEUが構成するMAGTFが展開することになると思われますが、海上で31MEUが展開していることが機動性、即応性を維持することであるというのが米軍と防衛省の理解で

あるということは、今日の確認でも分かりますし、前回も確認されたと思います。抑止力として実際に機能することを果たすことを期待するのであれば、むしろ沖縄に31MEUをとどめる必要はありません。

配付資料、一番最後の方にありますけれども、NHKの取材の記録ですけども、当時、太平洋海兵隊司令部の長期運用の担当者ですけど、スミス大佐は、米軍は沖縄では様々な制約から十分な訓練ができないため、海兵隊の即応能力の維持には支障が出ていると発言をしております。

31MEUは、年間百日から百五十日沖縄を留守にしています。それでもなお、政府はインドネシアから、フィリピン海からでも強襲揚陸艦やオスプレイで日本を展開することで米海兵隊31MEUが十分に抑止力を果たすことができると評価しています。

司令部があることが抑止力というのならば、司令部はやむを得ないにしても、少なくとも、日々過重な基地負担を生み出して、これを沖縄県民だけに押し付けている普天間の第三六海兵航空団などのヘリ部隊を海外に移転させる、具体的にはグアムやハワイに移転してもらう、それでも十分日本抑止力という役割を果たせることが明らかになっていると思います。わざわざ技術的に不可能に近い軟弱地盤の改良や県民投票で示された民意を無視し、民主主義を否定してまで普天間基地の移設先として辺野古新基地建设をする必要はありません。

大臣、31MEUを構成する普天間のヘリ部隊が海外にいても抑止力として機能するならば、普天間の移設先は県外、国外でいいのではないですか。それでも沖縄に基地負担を押し付ける必要があるのですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(岩屋毅君) 先ほど先生から御紹介のあった米軍の兵士の御発言については、一々コメントすることは控えたいと思いますし、必ずしも米国政府全体を代表する見解ではないというふう

に考えております。

私ども、抑止力を維持しながら、しかし、過重な負担が集中をしている沖縄の負担を目に見える形で軽減をしていく、そういう決意で事業に当たらせていただいているところでございまして、やはり、今、南西地域には自衛隊の部隊も順次つくらせていただいておりますが、日本の守りの最前線であるこの南西地域に、自衛隊に加えてやはり米軍の抑止力というのは不可欠というふうに考えておりますので、このことを今後とも丁寧に説明をしつつ、御理解がいただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

○伊波洋一君 抑止力は嘉手納でも十分じゃないですか。

防衛、外務両大臣は、週末、日米の2プラス2で訪米されます。これまで委員会で私が訴えてきたことが事実かどうか、是非確認をしていただきたいと思ひますし、両大臣には海兵隊のグアム移転の実態をちゃんと把握していただき、沖縄の負担軽減に具体的にいつなげていただきたいと思ひます。二千億円ももう支払っているんですね。三千四百億近くのお金を使って、向こうに沖縄以上の演習場も含めて全部で上がってくるんですよ。そういう意味では、是非このグアム移転について真摯に向き合って、何が可能なかを是非政府として検討いただきたいと思ひますが、両大臣、答弁お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(岩屋毅君) これから河野大臣とともに日米2プラス2に臨んでまいりますけれども、防衛大綱を含む私どもの考え方について説明をするともに、同盟強化、抑止力の強化に向けて議論をしてまいりたいと考えております。

在沖米海兵隊のグアム移転の進展を二〇一七年の2プラス2のときも評価、歓迎をするというところに声明を出しておりますし、日米両政府として、このグアム移転事業の着実な実施というものを図るべく、今回も議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(河野太郎君) 米軍の抑止力を維持しながら沖縄の負担軽減を早期に実現するために、

引き続き日米で緊密に協力しながらグアム移転事業に取り組んでまいります。

○伊波洋一君 是非、両大臣の責任で、基地負担の軽減を実現をしていただきたいと思ひます。軟弱地盤や……

○委員長(渡邊美樹君) おまとめください。

○伊波洋一君 沖縄の民意などを考慮すれば、普天間基地の完成は不可能であるか、あるいは気が遠くなるほど時間が掛かる。率直に言って、いつまでも辺野古新基地建设にこだわるのでは米国のためにも、それは沖縄のためにもなりません。そのことを申し上げて、終わりたいと思ひます。

○委員長(渡邊美樹君) 他に御発言もないようです。本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

令和元年五月十六日印刷

令和元年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K